

# 固定金利定期預金 『とみたん300』

2025年4月28日現在

商品名	固定金利定期預金『とみたん300』
販売対象	個人の方
預入期間	3年
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1口 300万円以上 1,000万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	固定金利 年0.375% を約定利率として満期日まで適用します。 ※満期日における自動継続後の利率は、継続日における店頭表示のスーパー定期300の利率を適用します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算となります。
税金	・お利息に20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。(但し、マル優利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
手数料	不要です。
付加できる特約事項	「総合口座」「通帳式定期預金」にもセットできます。 ※「総合口座」セットの場合は担保(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)とすることができます。但し、貸越極度額は300万円までとなります。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約の場合は下記の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 ・預入6ヶ月未満の場合は解約日の普通預金利率 ・預入6ヶ月以上1年未満の場合は約定利率の40% ・預入1年以上1年6ヶ月未満の場合は約定利率の50% ・預入1年6ヶ月以上2年未満の場合は約定利率の60% ・預入2年以上2年6ヶ月未満の場合は約定利率の70% ・預入2年6ヶ月以上3年未満の場合は約定利率の90%
金利情報の入手方法	・金利は当庫ホームページをご覧ください。窓口へお問い合わせください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。 紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811) 金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242) 福井弁護士会紛争解決センター(電話:0766-23-5255) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249) 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)